

神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けて厳しい経営環境におかれている貨物運送業界の担い手確保を支援するため、県内中小貨物自動車運送事業者が従業員に大型等運転免許を取得させた際に、神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する事業をいう。

(2) 特定貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第3項に規定する事業をいう。

(3) 中小貨物自動車運送事業者

資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可を受けた法人若しくは個人をいう。

(4) 対象運転免許証

道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する第一種免許のうち、次のいずれかに該当する免許証。イ及びウにあつては、同法第91条に規定する条件のうち、積載重量が限定された中型自動車免許及び準中型自動車免許における当該限定が解除された場合を含む。

ア 大型自動車免許

イ 中型自動車免許

ウ 準中型自動車免許

エ けん引免許

(奨励金交付対象者)

第3条 この奨励金の交付を受けることができる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、従業員の運転免許取得に係る経費を負担した中小貨物自動車運送事業者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 県内に本店又は主たる事務所がある法人又は県内に事業所がある個人事業主で

あること。

- (2) 当該事業者全体における事業用貨物自動車の保有車両数が5両以上であること。
- (3) 今後も、引き続き事業を継続する意向を有すること。
- (4) 神奈川県が実施する神奈川県大型等運転免許取得促進事業のフォローアップ調査に協力できること。

(奨励金交付対象者が雇用する従業員)

第4条 奨励金交付対象者が申請日時時点で雇用している従業員は、自動車教習所に入校する日から奨励金の交付申請をするまでの間において、奨励金交付対象者である県内の事業所に勤務していた期間のある者に限る。

(奨励金対象経費)

第5条 この奨励金の交付対象となる経費（以下「奨励金対象経費」という。）は、申請日までに、新たに対象運転免許証の交付を受けるために、自動車教習所へ支払った費用（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）とする。ただし、他の公的制度から補助等を受けている又は受ける予定の場合は、自動車教習所へ支払った費用から、当該補助等の額を除いた額を、奨励金対象経費とする。

(奨励金の交付額)

第6条 奨励金の交付額は、従前から所持している免許と新たに取得した免許の種類に応じて、別表の上限金額のいずれかを上限として交付する。ただし、奨励金対象経費が上限金額を下回る場合は、その金額を交付する。

2 前項の奨励金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第7条 奨励金交付の申請は、神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる関係書類を添えて、従業員の対象運転免許証取得から別に定める期日までに行わなければならない。

- (1) 確認事項（様式第1の2）
- (2) 貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けていることが確認できる書類
- (3) 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業概況報告書の写し
- (4) （法人のみ）法人番号が確認できる書類
- (5) （個人のみ）自動車運転免許証等本人確認の写し
- (6) 新たに取得した対象運転免許証の写し
- (7) 自動車教習所への支払いが証明できる書類の写し

- (8) 従業員が県内の事業所に所属、勤務していることが確認できる書類
- (9) 奨励金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- (10) （法人のみ）代表者・役員等氏名一覧表（様式第1の3）
- (11) （他の公的制度から補助等を受けている又は受ける予定の場合）交付決定通知書、交付申請書の写し等、補助額が分かる書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、資格の確認に必要と認める書類

（暴力団排除）

第8条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、この奨励金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号に該当する場合は、奨励金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、必要に応じ奨励金等の交付を受けようとする者又は奨励金の交付を受けた者（以下「支援事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を経営本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（状況報告及び調査）

第9条 知事は、奨励金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じ、申請者に対し、その報告を求めるとともに、関係する対象者及び書類等について調査を行うものとする。

（交付決定）

第10条 知事は、第7条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、奨励金を交付することを決定した場合は、神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付決定通知書（様式第2）により、奨励金を交付しないことを決定した場合は、神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金不交付決定通知書（様式第3）により、通知するものとする。

(申請の取下等)

第11条 申請者は、神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付申請取下書（様式第4）を提出することにより、申請の取下げを行うことができる。

- 2 第7条の規定による申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実と異なることが判明した等の場合で、申請者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、その日から3週間以内に補正が行われなかった場合は、第1項による申請の取下げがあったものとみなす。
- 3 前条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による奨励金の振込不能等があり、このことについて、県が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請者の責めに帰すべき事由によるときは、第1項による申請の取下げがあったものとみなす。
- 4 前3項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付決定は、行われなかったものとみなす。

(交付決定の取り消し及び返還命令)

第12条 知事は、支援事業者が、次のいずれかに該当したときは、当該申請者に対して神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付決定取消書（様式第5）を交付することにより、当該交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に奨励金の交付を受けている場合には、神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金返還命令書（様式第6）を交付することにより、速やかにその返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によることが明らかであるとき。
- (2) 第3条から第5条各号の要件に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第7条の交付申請書又は同条各号の添付書類の内容について、事実と異なることが判明したとき。
- (4) 第8条第1項各号に該当したとき。
- (5) 第11条第1項の規定による申請の取下げがあったとき。
- (6) その他この要綱の規定又は第10条の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(書類の整備等)

第13条 支援事業者は、奨励金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、奨励金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。
- 3 支援事業者が法人である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が

満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

別表（第6条関係）

上限金額	
1－1 大型一種免許 (従前所持免許が中型一種・二種 <u>以外</u>)	150,000 円
1－2 大型一種免許 (従前所持免許が中型一種・二種 <u>に限る</u>)	120,000 円
2 中型一種免許	90,000 円
3 準中型免許	50,000 円
4 けん引免許（第一種に限る）	80,000 円